

2020年2月12日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO インターネット株式会社
代 表 者	代表取締役会長兼社長 熊谷 正寿 グループ代表 (コード番号 9449 東証第一部)
問い合わせ先	取締役副社長 グループ代表補佐 安田 昌史 グループ管理部門統括
T E L	03-5456-2555(代)
U R L	https://www.gmo.jp

自己株式の取得枠設定(最大 150 億円)に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、会社法第 459 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行なう理由

当社の株主還元に関する基本方針は、「総還元性向 50%を目標とする。①配当については、配当性向の目標を親会社株主に帰属する当期純利益の 33%以上とし、②自己株式取得については、親会社株主に帰属する当期純利益の 50%から配当総額を引いた金額を目標に、業績及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、株価水準に応じて機動的に実施する。」というものです。

今般、資本効率の向上を通じた株主還元の充実のため、当該基本方針に基づき、将来に渡って実施予定である自己株式取得を前倒しして行なうこととします。本自己株式取得総額は 150 億円(上限)を予定しています。当該金額は、利益水準およびその堅牢性、事業運営に必要な手元現預金ならびに配当可能原資を精査の上で決定しました。ROE(Return On Equity,株主資本利益率)の向上、将来の EPS(Earnings Per Share,一株当たり利益)、DPS(Dividend Per Share,一株あたり配当金)の改善による株主価値の更なる向上につながると判断しております。

なお、取得した自己株式については、来期以降、親会社株主に帰属する当期純利益の 17%相当(総還元性向 50%から配当性向 33%以上を引いた値)を順次消却する予定です。

また、大規模な自己株式の取得を安定的かつ着実に実施するために、当社の代表取締役会長兼社長である熊谷正寿氏に対して保有する当社普通株式の一部を当社へ売却することを打診したところ、同氏より取得株式総数上限の 900 万株の 41.6%(同氏とその資産管理会社である株式会社熊谷正寿事務所の持株比率の合算値(2019 年 12 月末時点))

にあたる 374 万株を上限として売却に応じる旨の回答を得ております。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 900 万株(上限)
(発行済み株式数(自己株式を除く)に対する割合 7.95%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 15,000 百万円(上限) |
| (4) 取得する期間 | 2020 年 2 月 13 日～2021 年 2 月 12 日 |
| (5) 取得方法* | ①自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付
②東京証券取引所における市場買付 |

※今回の自己株式の取得は、現時点の市場における当社株式の流通量や関連法令・ガイドラインへの適合も踏まえ、大規模な自己株式の取得を安定的かつ着実に実施することを目的として、一般的な取得方法として用いられる自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付と東京証券取引所における市場買付とを組み合わせるのが適当と判断しました。

(ご参考)2019 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済み株式数(自己株式を除く)	113,241,107 株
自己株式数	1,880 株

以 上